首都圏の防災力の強化に関する提言

首都直下地震の切迫性が指摘される中、大規模災害時にも首都圏住民の生命、身体及び財産を守るとともに、首都圏の担う国の政治・経済等の中枢機能への打撃を最小限に食い止めるための取組を進めることが喫緊の課題である。このため、首都圏の防災力を強化することと併せ、首都中枢機能の維持・確保に向けて、首都圏を構成する九都県市の集積を活かすなど、様々な被害状況に的確に対応できるバックアップ体制のあり方を検討することが不可欠である。

こうした認識のもと、九都県市首脳会議では本年5月に国に対して、 首都圏の防災力の強化に関する提言を行ったところである。

国においても、発災時に政府の業務継続を可能とするため、官邸や各府省庁の庁舎が使用できなくなる事態を想定した、政府全体としてのバックアップ機能確保方針について検討を進めている。しかし、緊急災害対策本部の代替拠点について、首都圏内においては、従来から定められている都心部の庁舎及び立川広域防災基地の活用以外の議論が進まない一方で、首都圏外では、大阪等に代替拠点を設ける新たな方針を示すなど、首都圏内に比して首都圏外でのバックアップを重視する傾向が見受けられる。

もとより、首都圏内において首都中枢機能が麻痺する最悪の事態を想定し、遠隔地においてもバックアップ機能を持たせることは否定されるべきものではない。しかし、首都中枢機能は、大規模災害時にあっても一刻も途絶させてはならないのであり、一時的に他の場所で代替する場合でも、迅速かつ確実にその機能を継続させることが不可欠である。

東京都が本年4月に示した首都直下地震等における新たな被害想定に 鑑みると、首都圏全域が一挙に壊滅することはおよそ考えにくい。それ を踏まえれば、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するた めには、まずは、首都圏内におけるバックアップ機能の充実・強化を進 めるべきである。

特に、発災直後の応急対策の実施に当たり、指揮命令の役割を果たす緊急災害対策本部は、人命救助や被害拡大防止の観点から迅速な立ち上げが不可欠であり、仮に都内の代替施設が被災により使用できない場合でも、一足飛びに首都圏外の代替拠点を活用するのではなく、でき得る限り、物理的・時間的に近接で確実な立ち上げが可能な首都圏内の拠点

を活用すべきである。

例えば、既に国の広域防災拠点として位置付けられ、通信施設やヘリポートなどの一定の防災対応機能を有するとともに、各省庁の地方支分部局の集積もあるさいたま新都心は、防災対応設備の整備・拡充を図ることにより、立川広域防災基地に次ぐ緊急災害対策本部の設置場所として十分機能し得る。

さらに、各府省庁の代替拠点も、首都圏内の地方合同庁舎や大規模施設などを活用して複数確保することにより、規模や場所などが様々に想定される災害に、可能な限り首都圏内で対応できる体制を整えるべきである。

また、こうした対策を進める前提として、何よりも優先されなければならないのは、想定される甚大な被害から首都圏住民の生命、身体及び財産を守ることである。まずは、新たな被害想定などの、科学的根拠に基づいて起こり得る被害像を早急に分析し、被害を最小限に食い止めるための実効性ある手立てを講じていくべきである。

以上を踏まえ、首都圏全域の防災力の強化に向けて、以下に取り組むことを提言する。

- 1 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3 5 0 0 万住民の生命、 身体及び財産を守ることと、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限 にとどめることを最優先にし、国として新たな被害想定を早急に示し、 首都圏内における防災力の更なる強化のための施策を推進すること。
- 2 さいたま新都心を、立川広域防災基地に次ぐ緊急災害対策本部の代替 拠点として指定すること。あわせて、通信施設等、緊急災害対策本部機 能を担いうる防災対応設備の整備・拡充を行うこと。
- 3 各府省庁の代替拠点については、首都圏内の地方合同庁舎や大規模施設などの集積を活かし、複数確保するなど、迅速かつ確実に機能し得る首都圏内におけるバックアップ体制の充実・強化に向けた検討を早急に進めること。

平成24年11月20日

内閣総理大臣 野田佳彦様

国土交通大臣 羽田雄一郎様

内閣府特命担当大臣(防災)

下 地 幹 郎 様

相模原市長

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊 谷 俊人 埼玉県知事 清 上 司 田 千葉県知事 健 作 森 田 東京都知事代理 副知事 瀬 猪 直 樹 岩 治 神奈川県知事 黒 祐 横浜市長 林 文 子 川崎市長 孝夫 部 阿 さいたま市長 清 水 勇 人

Щ

俊夫

加